

【出席停止について】

- 学校は、多くの児童生徒の集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施されるためには、学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。
- 学校における感染症予防もそのひとつであり、保護者の方にぜひ正しい御理解と御協力をお願いいたします。
- 校長は、生徒が感染症にかかっていたり、又はかかっている疑いがあったり、又はかかるおそれのある時は、出席を停止させることができることになっています。（学校保健安全法第19条）

学校保健安全法施行規則に定められている学校感染症は次のとおりです。これらの感染症にかかると(疑い、おそれを含む)出席停止とし、欠席扱いになりません。

病 名	
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, ペスト, マールブルグ病, 南米出血熱, ラッサ熱, 急性灰白髄炎(ポリオ), 痘そう, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザ, 中東呼吸器症候群, 新型コロナウイルス感染症
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く), 百日咳, 麻疹(はしか), 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), 風疹, 水痘(みずぼうそう), 咽頭結膜熱, 結核, 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス, 腸管出血性大腸菌感染症, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎 その他の感染症

* 出席停止の期間は感染症の種類に応じて、基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて再登校するようにしてください。

* インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」です。「発症」とは、発熱やのどの痛みなどのインフルエンザの症状が起こった状態を言います。

インフルエンザに罹患して再登校するにあたり、治癒証明書の学校への提出は不要です。

その代替として保護者の方が作成する「インフルエンザ罹患報告書」を学校に提出してください。

* 感染症(インフルエンザを除く)が治って再登校する時には、医師の診察を受け「治癒証明書」を担当へ提出してください。

治癒証明書(医師が作成)、インフルエンザ罹患報告書(保護者の方が作成)と<記入例>は下のボタンをクリックするとPDFファイルが開きますので印刷してご利用ください。